証券コード付番規則の改正等について

平成24年3月26日 証券コード協議会

1. 特定目的信託の社債的受益権に関する証券コードの取扱いについて

平成23年5月に、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律が成立したことにより、資産の流動化に関する法律及び各種の関連税法が改正され、本邦におけるスクーク(イスラムの教義や戒律に合致するように整えて発行する証券をいう。)発行のための法律上及び税制上の整備が行われ、特定目的信託の社債的受益権(以下「社債的受益権」という。)を利用して発行することが定められました。

これに伴い、証券コード協議会では社債的受益権の証券コードの付番方法について定め、「株式及び公社債銘柄コードの設定、変更及び削除に関する取扱い要領」及び「新証券コード仕様」について所要の改正を行いました。この社債的受益権は実質的に社債と同視し得るものであるため、証券コードについては、受託者(信託銀行等の信託会社)を発行体とする社債とみなして設定を行います。

2. TOKYO PRO-BOND Market 上場債券の証券コードの取扱いについて

株式会社 TOKYO AIM 取引所において開設されている TOKYO PRO-BOND Market の上場対象債券等の証券コードの取扱い関して以下のとおり定め、「株式及び公社債銘柄コードの設定、変更及び削除に関する取扱い要領」に所要の改正を行いました。

- (1) 新証券コード (ISIN コード)現行の方法に基いて付番します。
- (2) 公社債銘柄コード
 - ①公募銘柄の場合:現行の方法に基いて付番します。
 - ②非公募銘柄の場合(取扱い要領に追加)

現在、非公募銘柄に対して公社債銘柄コードの付番を行っていません(新証券コードのみ)が、TOKYO PRO-BOND Market 上場の非公募銘柄については公社債銘柄コードを付番します。具体的な付番方法は以下のとおりです。

<固有名コード(4けた)が設定されている発行体の発行する銘柄>

当該固有名コードを使用し、現行の公募債と同一の付番方法により付番。

<固有名コード(4けた)が未設定の発行体の発行する銘柄>

公社債銘柄コードの基本構成である「予備コード1けた+回記号コード4けた+ 固有名コード4けた」のうち、予備コードを除く8けたで構成。

- ・回記号コードは証券コード協議会が定める任意の数値とする(原則申請受付順の連番)。
- ・固有名コード未設定の発行体用の固有名コードを1種類設定(0799)し、複数の発行体の銘柄について共通で使用する。

(例)

内国会社 a 銘柄0 0 0 1 0 7 9 9外国会社 b 銘柄 (1本目)0 0 0 2 0 7 9 9内国会社 c 銘柄0 0 0 3 0 7 9 9外国会社 b 銘柄 (2本目)0 0 0 4 0 7 9 9

3. 公社債固有名コード枠の一部変更について

公社債固有名コード枠の0000~1299のうち、債券の種類に関わらず適宜使用するコード枠として設定している「オーバーフロー領域」について、従来の1000~1299に加えて、未定義領域となっていた0600~0799を追加設定しました。

以 上